

# くらしの安心情報

## 情報ファイル NO.18

平成19年6月8日

雑誌の広告で募集していた内職をやってみたいのですが、練習費用が必要と言われ迷っています。

### 相談内容

【相談者 30代女性】

工芸品の製作等の内職を募集する雑誌広告を見て資料請求しました。資料を見ると、最初に練習期間があり、終了するとお祝い金20万円がもらえると書いてあり、やってみたいと思いました。ところが、その後、業者から電話があり、教材費が30万円必要と言われました。高額なのでどうしようか迷っています。この業者を信用してもいいのでしょうか？

### 対処方法

- ・今回の事例は、仕事を提供すると誘って教材を買わせる内職商法といわれるものです。本当にお祝い金がもらえるのか保証はなく、仕事を始めても収入にならず、教材の支払いだけが残ることになります。
- ・個々の業者の信用性について断言はできませんが、内職をするにあたって高額な教材の購入が必要と言われたら要注意。安易に契約しないで、冷静に判断しましょう。
- ・なお、内職商法は、法律で業務提供誘引販売取引として、クーリング・オフが適用され、契約した場合でも、契約書面を受取ってから20日間は無条件解約できます。

内職するのに  
お金がいるのォ？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)